狛江市環境部環境政策課長 宛て

住所 申請者 氏名 電話

河川敷一時使用承認願いについて

標記のことについて、次のとおり使用いたしたいので承認をお願いいたします。

使	用	目	的													
使	用	場	所	狛江:	市 (	(3)	包括 包括	占用区域 占用区域	(自 (相	自由	ひろば) 木周辺)	6他(多暦 ~小田急紀 (番号に	泉高架 -	下)	くださ	<b>،</b> ،)
期			間	自至	令和		年 年	月 月	日日	•	)	時 時	分 分	から まで		
使	用	人	数													
使	用	用	具													
責任者連絡先																
そ	0		他					• > > > > > > > > > > > > > > > > > > >						<i>l</i> .La ).		

- ※ 市及び官公庁等が主催又は共催若しくは後援等する催事等で、火気を使った食品の調理 又は花火を行う場合は、環境政策課へ別途申請書を提出すること。
- ※ 国土交通省京浜河川事務所多摩出張所へも FAX で連絡をすること。(FAX 042-377-3552)

河川敷一時使用承認書上記の河川敷一時使用を裏面の条件にて承認する。

7	承認番号第	号		承	認	印
	受付者印	確認者印	狛江市環境部			

## (多摩川五本松)

- 1 松の木等に損害を与えた時には承認を受けた者の責任において処置すること。また、松の木を捕植してあるので、特に注意すること。
- 2 松の木の周囲には根の保護のため、木柱ロープ柵が設置されているので柵の中には入らないように、注意すること。
- 3 多摩川五本松での火気の使用を禁止する。
- 4 河川占用施設に損害を与えた時及び第三者に損害を与えた場合は承認を受けた者の責任において処置すること。
- 5 多摩川五本松及び河川区域内への車の乗り入れは禁止する。

## (自由ひろば)

- 1 芝生地、モニュメント、ベンチ等の河川占用施設に損害を与えた時及び第三者に損害を与えた場合は承認を受けた者の責任 において処置すること。
- 2 許可を受けた者以外の、自由ひろばでの火気の使用を禁止する。

## (柳の木周辺、多摩水道橋~小田急線高架下)

1 許可を受けた者以外の、河川敷内での火気の使用を禁止する。

## (その他の条件)

- 1 ゴミは使用者の責任において持ち帰ること。
- 2 付近住民から苦情があった時には、速やかに承認を受けた者の責任において処置すること。
- 3 使用中は本書を携帯して、呈示要求に対しては示すこと。
- 4 河川占用施設に損害を与えた時及び第三者に損害を与えた場合は承認を受けた者の責任において処置すること。
- 5 熱中症特別警戒アラートが発表された際には、承認を受けた者は全ての使用者が熱中症対策を徹底できているか確認し、徹底できていない場合は、使用の中止・延期等を判断すること。
- 6 河川敷内への車両・バイクの侵入及び駐車は原則禁止する。ただし、機材の搬出入などでやむを得ないと市が認め、侵入・ 走行する場合は、次のことを遵守すること。
  - ①河川敷への侵入は、必要最低限の車両数・時間にとどめ、荷物の積み下ろしで停車する際にはアイドリングストップ等 自然環境に配慮すること。
  - ②事故等を防ぐため、歩行者及び自転車等に対しては十分な注意を払い、車両の入退時には河川敷への出入り口に誘導員 を配置すること。
  - ③河川敷内の走行速度は時速 10km 以下とすること。
  - ④車両には侵入許可車両と識別できるよう、河川敷一時使用承認書の掲示を行うこと。
  - ⑤河川の増水時における避難経路を確保すること。
  - ⑥停車時は国の緊急用河川敷道路を塞がないように配慮すること。
  - ⑦土手の法面は環境保護が義務付けられているため、3メートル以内には侵入・走行しないこと。
- 7 以上の条件が守られない場合、次回から河川敷の使用承認ができないため、注意すること。

